

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成29年12月27日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。すみさん。

○記者 共同通信のすみです。よろしくお願いします。

今日の定例会合で、東京電力の柏崎刈羽原発6・7号機の設置変更が許可されました。BWRということであるとか、事故を起こした東京電力であるとか、様々難しい問題があって、初めての取組や判断もいろいろある中での判断ということだったと思うのですけれども、改めて判断のいくつか技術的ポイントとか、適格性についての議論であるとか、審査会合をずっとリードというか、仕切っていらっしゃったという立場も踏まえて、当時のことから今日に至るまで振り返っていただけるとありがたいです。

○更田委員長 非常に長期間にわたったので、とっさに全てをなぞって振り返ろうと思うと、うまく整理できないですけれども、今、すみさんの質問の中にあつた事故の当事者である東京電力が設置者であるということに関して言うと、これは既に適合性審査というものを始める前から、始めた段階に至って、既にお答えしたことだけれども、何をどこまでどうやるかといったところは随分議論もしましたし、個々の委員の中でもいろいろ葛藤があつたのだらうと思っています。

というのは、はっきりしたガイドラインがあるものではないし、それから、原子炉等規制法という法律の枠の中で、一体どこまで、どういった審査の仕方をするか。これも前に申し上げたことだけれども、私たちは行政上の判断を感情で行っているわけではないし、また、道義的な責任を問うたわけでもない。あくまで技術的能力という観点から東京電力の適格性を見ていこうとしたわけですけれども、確かに難しい審査だと思っています。これは時系列からいえば、後段のところ当たる。

技術的な範囲という点でいうと、今日の審査会合でも少し申し上げましたけれども、初めてのBWRということで、いざ審査を始めてみると、基準の下の構造として解釈だとか、更に言えば、審査ガイドというものがあるわけですけれども、その文章が、BWRの審査を進めていく上で必ずしも明確にぴったりの表現になっていないところがあって、例えば、事故のときに、冷却材喪失事故が起きたときに、既に不活性化されている

BWRの中で水蒸気の濃度が非常に高くなるわけですけれども、それを無理くりドライ条件に持って行って水素濃度や酸素濃度の評価をするというようなことというのは、審査は技術的に適切に正しく行うことはできたけれども、基準や解釈の文章と照らし合わせたときに、その分野の余り経験が深くない方が見たときには、すっきり見えないというような部分があるので、それは今日はちょっと事務方にも指摘をしたところですが、解釈やガイドの文章というのを、今回の経験も踏まえて少しずつ手直しをしていかなければならないというのは、審査の経験を通じて感じたところです。

BWRの特徴という点では、やはり一旦、炉心溶融、炉心損傷を起こさないための手だてというのは、例えばHパック等々、十分に手厚くしたつもりではありますけれども、その上でなお炉心損傷が起きてしまったと仮定して、格納容器をどう守りにいくか。ここがやはり大きな議論のあったところだと思っています。

その上で東京電力から代替循環冷却系という提案があって、それから、ベントを使うときの戦略・効果等についても随分検証して、フィルタードベントは格納容器を守るための手段として非常に信頼性が高くて、格納容器を守る上で非常に強力な武器になるということは改めて確認できたのですけれども、一方で、希ガスは出ていってしまうということで、ある種、ベントをあけてしばらくの間は、一定量、例えば敷地境界線量でいえば、線量が上がると。

ですから、強力な手段で格納容器を守れるには違いないのだけれども、なるべく使いたくはないよねということで、そこで審査会合等々で議論を進めていく上で、フィルタードベントの手前的手段をもっと厚くしようと。そこで共通理解として、代替循環冷却系というのはもう一枚強力な武器になるということで、その後で基準の改正まで行って、BWRについては、代替循環冷却系、呼び名はそれぞれありますけれども、を加えると。このあたりの格納容器を守る上での、更に言えば、できればフィルタードベントは使いたくないといったあたりの議論というのが、今となつては一番印象に残っているところです。

○記者 済みません。もう一点。規制委員会の宿命だと思うのですが、どうしても技術的な話なので、難しく国民・住民の方の理解がなかなか得られない。私も記者ですが、余り分かっていないのですが、今日も新潟県で米山知事の方から、ちょっとしっかり説明を求めたいというようなお話もあったようですけれども、この間、福島に委員長が前田中委員長と行かれたときも、説明が下手だからとか、しっかり説明してねみたいにおっしゃられていましたけれども、今回、特別な審査も行ったということで、ある程度特別な説明も要るのかなと思うのですが、どのように理解というか、説明をされていくのでしょうか。

○更田委員長 これは永遠の課題です。というのは、解決はされないと思います。というのは、分かりやすくというのは第1目標ではなくて、更により重要なのは、正確さを失わないこと。間違ったことを言うてはいけない。妙な比喩を引っ張り出して、分かりやすくするために本質を外れてはいけないので、正確さを失ってはいけないし、本質を

曲げてはいけません。その上で分かるようにというのは、これはそもそも、ある意味、矛盾しているところがあるのです。

私たちはできれば数式を引っ張り出したいところだけれども、そうすると、余計、理解をされるという観点からはうまくない。飯館村へ伺ったときに田中俊一前委員長から、役人は説明が下手だからというのが田中さんの口から出ていて、そうだよねということになったのだけれども、別にこれは役人なのか、それとも技術者なのかはなかなか難しいところですが、ただ、役所もそうだし、それから、技術屋もそうだけれども、正確さを失いたくないのですね。

例えば、あるなしでどちらだと言われたときに、限りなくなしに近いのだけれども、ゼロとは言えないとか、どうしてもそれは科学的ないし技術的訓練を受けた人の宿命みたいなもので、それと、それから、どう分かりやすく伝えるかというのは、もちろん努力は続けなければならないけれども、なかなか解決しない問題だと、私は、諦めているわけではないですけれども、努力はしなければいけない。だけれども、決して解決することのない課題ではないかなと思っていますところが正直なところですよ。

○司会 ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラです。よろしくお願いします。

同じく柏崎刈羽の審査書決定についてなのですが、今日も適格性のところをやはり丁寧に議論されていたかと思うのですが、改めて福島事故の廃炉と賠償を完遂するという、その担保をどうやってとるか。つまり、これはイコール適格性を担保するということだと思うのですが、これを柏崎の保安規定に書き込むという、位置付けるという、非常に異例の措置ではあると思うのですが、今後、どうやって適格性の担保をとるのか、そこについて、いま一度説明をお願いしたいと思います。

○更田委員長 まず、いわゆる適格性審査の中で、根幹というか、背骨をなすものは、やはり先ほど申し上げたように、技術的能力があるかどうか。その上で更に東京電力の姿勢の一環として、今おっしゃったような福島第一原子力発電所の廃炉をやり抜くであるとか、賠償・復興に対する貢献等々というものが入ったわけですが、今おっしゃった賠償であるとか、それから、福島第一原子力発電所の廃炉にかかわるものというのは、東京電力から出された文書を保安規定の中で位置付けるということがほとんど全てだろうと思っています。

それ以上に、例えば、将来の危険に対する投資をきちんと今後も行えるかどうか、安全を一番に考えるという姿勢であるとか、更には技術的な能力、技術力をきちんと高水準で維持し続けるといったようなことが保安規定の議論の中で進めていくことになるだろうと思っています。

保安規定の審査も、通常のこれまでに行ってきた保安規定の審査と同様に行うかどうか、これはちょっと検討中ではあります。今までの審査でいうと、保安規定に関するも

のは審査会合数回とヒアリングで進めてきたわけですが、適格性は、これも今後の後段の規制においても初めての経験ではあるので、ちょっとやり方も含めて検討しようと思っています。

○記者 もう一点、ちょっとお答えは難しいかもしれませんが、やはり一般の市民の感覚で、原発で事故を起こした東電、非常に経営は厳しいと思います。そこで、柏崎刈羽の再稼働にチャレンジしているのだと理解していますが、やはり原発事故を起こした事業者が、その穴埋め、賠償のための資金を稼ぐためにまた原発を動かすということ、これはなかなか疑問に思う方もいらっしゃると思いますが、委員長であればどのようにお答えになるでしょうか、この問いに。

○更田委員長 まず、基本としては、それは政策側の議論であろうと思います。東京電力という会社がどうやって収益であるとか、あるいはそれは東京電力の経営にかかわるもので、いわゆる規制のコンテキストの中に入るものではないので、規制委員会として見解の持ちようがないといえば、それまでなのですけれども、ただ、事故の当事者であったということと、それから、東日本大震災の中でああいった事故に至ってという一連の経緯を私たちは検証した上で、東京電力の技術的能力に関して、今日、それを含めて許可を出したわけで、あくまでこれは、例えば政策論であるとか、あるいは感情論、社会的背景といったものではなくて、基本的に私たちが与えられている権限は、科学的・技術的なベースに乗った上で、申請者が原子力発電所を運用する能力があるかどうかという審査ですので、審査の外でもあるし、それから、基本的に多くは政策側の議論というか、検討課題であろうと思います。

○司会 アベさん。

○記者 日本経済新聞のアベと申します。よろしく申し上げます。

同じく柏崎刈羽原発の関連で1つ伺います。今、新潟県は、独自に検証委員会を作ってIF事故の検証を進めていますけれども、これからは、この審査内容についてもきちんと検証していくというような話をしていると思います。それを考えますと、規制委員会の審査内容というのは必ずしも信任されているということでもないということも言えるのではないかなと思います。

そうしますと、やはり信頼されるには、時折、委員長もおっしゃっていますけれども、きちんとトップ同士がコミュニケーションをとるということが大事なことの一つだというふうにおっしゃっていると思います。そうすることで、この規制委員会の判断というのが、きちんと責任を持って判断したということを社会に示すメッセージにもなると思うのですけれども、今後、新潟県から委員長等に直接説明が欲しいというような求めがあった場合には、委員長自らが出向かれるお考えというのはあるのでしょうか。

○更田委員長 それは仮定の問題なので、それから、新潟県というのが、例えば、技術委員会の中島座長、中島主査かな、彼は今後、規制庁に説明をと言われておりますけれど

も、あくまでやはり新潟県が新潟県の判断としてそういった組織を設置されたので、その独立性を私たちが侵すわけにはいかない。影響力を与えるつもりも毛頭ない。ですから、それは新潟県のお考えで作った組織には十分にその組織の役割を果たしていただきたいと思っているので、説明の要請があれば、そこに説明にもちろん行きますし、職員が説明をこれからしていくことになるだろうと思いますし、ただし、そこでの判断や判断を醸成するための仕事に手を貸そうとは思いません。

それから、私がというケースですけれども、これもちょっと仮定の話なので、具体的に要請があったときに考えるということですが、基本的には、数回前の委員会でも議論をしましたが、これから各サイトを見にいきたいと。これは審査の現地確認という意味だけではなくて、これから私自身も機会を捉えて、国会会期中はなかなか難しいかもしれないですが、各サイトへ行って、そのときにオフサイトセンターを利用して、自治体の方や市町村の首長さんたちと、ないしはそれが連れてこられる方とのコミュニケーションの場を持ちたいと考えています。

まだちょっと最初の機会を実施しようと思っていたところでは、最後の最後になって調整がつかなかったもので、これはできませんでしたが、ですから、例えば、私が柏崎刈羽を見に行った際にオフサイトセンターでそういった機会を持たせてもらえれば、それはどなたにこないでくださいというふうに申し上げるつもりは全くありませんので、意見交換ができると思います。

そのほかの仕組みでということであれば、私たちは原則として透明性を維持しつつということですので、フルオープンでやれるのであれば検討できますけれども、クローズでお会いするということではできないと思っています。

○記者 そうすると、状況に応じては、委員長からきちんと説明することもこれから出てくるかもしれないというようなところですか。

○更田委員長 それは御要望次第だと思いますけれども、私が出向く場合には、繰り返しますけれども、フルオープンが基本だと思っています。

○記者 分かりました。

○司会 ナガノさん。

○記者 新潟日報のナガノです。何点かお伺いします。

今日の柏崎刈羽の件なのですが、パブコメをちょっと拝見しまして疑問に思った点、何点かなのですが、地元の専門家グループが断層の評価について年代特定の関係で独自の調査をして、敷地直下の活断層の将来の活動可能性ありと指摘していて、そちらについてパブコメの回答を見ると、東電の説明だけで判断しているような感じがして、要は当事者といいですか、専門家グループの意見を聞いた上での判断ではないと思うのですが、こちらについて、こちらの地元の専門家グループの意見を聞かずに判断した理由についてお聞かせください。

○更田委員長 今回の御質問は刈羽テフラにかかわるものですね。

○記者 刈羽テフラ、そうです。

○更田委員長 刈羽テフラを私たちの、おっしゃるように、判断の材料として使っていません。これは明確で、これを審査の過程で東京電力から刈羽テフラにかかわる説明も受けているのですけれども、今申し上げたように、これは今回の判断の材料としては使っていない。というのは、これは東京電力の調査だけではなくて、東京電力が引用している、今日の審査会合でも言及がありましたけれども、各種機関の調査においても、より確からしい材料の方を使っていると。

私、名前を忘れてしまった。何というのですか、何テフラというのですか。

○記者 阿多鳥浜ですか。

○更田委員長 阿多鳥浜。ありがとうございます。阿多鳥浜テフラは広域テフラなので、年代特定に関してもより信頼性が高い。それに基づいて審査を行っている。これは技術的な判断だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

全然別の今度は設備の関係で、中越沖地震の揺れの影響、健全性についてなのですが、こちらについて、中越沖地震で強い揺れを受けた建物、機器ですとか、そちらに損傷を与えた影響について、パブコメの回答を見ますと、旧保安院の点検で健全性が確保されている、適切に行われているという回答があったかと思えますけれども、そもそも保安院という組織自体が、福島事故のときにもう既に信頼が失墜したと言われている組織だと思うのですが、この組織の点検結果をそのまま引用する形にしているということについて、ちょっと疑問を感じたのですけれども、こちらについてもお伺いします。

○更田委員長 保安院の点検結果であるとか、あるいは規制委員会の点検結果といっても、基本的には申請者の資料を見ているわけですね。そこで偽造でもない限り、提出を要求する側の信頼性が出てきた結果の信頼性に影響を与えているかということ、結局、同じものになる。更に言えば、塑性域に大きく入っているようなデータがあるのだとしたら、そこをどう詰めたのかということところは調べる方の組織の信頼性にかかわってくるけれども、弾性域の範囲のものであったらば、これはうちが見ようと、過去の組織が見ようと、同じ結論を導き出すと思っていますので、そこに特に大きな問題があるとは思っていません。

○記者 全体の今回の審査の結果についてなのですが、これは以前もお伺いしましたけれども、従来、委員長は、田中委員長もそうですけれども、審査で合格が出たプラントについて、それをもってして安全ということをやったら、それはもう安全神話への逆戻りだというような趣旨のことをおっしゃっていると思えますけれども、一方で、国は新規制基準自体が世界最高水準だとも言っていて、要は、ちょっと分かりづらいような面がありまして、改めてこの規制委員会の審査結果について、これを率直にどう

受けとめればいいのかというところをちょっと御解説いただけますか。

○更田委員長 例え、諸外国のレベルに比べてであるとか、あるいは国際基準と引き比べてといったようなところに、ごく定性的に何々のレベルがというのがありますけれども、基準がいくら高いレベルにあったとしても、さらに、その基準が守られているとしても、では、当該発電所の運転が高いレベルの安全性でと、そこへ直接結びつかないわけです。運用するのはあくまで事業者であって、例えば、どんなすぐれた性能のマシンであったって、それを運転する人間の技量なり、ないしは例えば制限を大きく超えるような運転をすれば、もちろん比喻として例えば自動車だとか、その他の交通機関みたいなものが浮かぶかもしれませんが、結局、私たちが見ているのは設計であり、それから、建設の在り方であり、それから、運用のされ方のルールを見ているわけだから、そこでの水準が高いということが、イコール、実際のプラントの安全性の高さに直結するわけではない。

これを実際のプラントが安全ですと言い出すと、これはもう田中委員長も繰り返し言っていたと思いますけれども、いわゆる神話というか、神話フレーバーが醸し出されるわけです。

私たちが最も反省しなければならないことの一つに、かつては地元に対して保安院、それから、安全委員会の事務局が資源エネルギー庁と一緒にやって、これだけ十分にやりましたから、どうぞ御安心くださいとやっていたわけです。ですから、前にも申し上げたけれども、私たちは安全のレベルについて語るけれども、「安心」という言葉を規制当局が使い出したら、それは危険な兆候だと思っています。私たちは、安心を得るためにという活動に対して肯定的な態度を見せ始めたら、これは大いに危険な兆候だと私は思っています。

そもそも「安心」という言葉は、余り規制当局が使うべき言葉ではないとされていて、むしろ正しく怖がることの方が正解であって、ですから、個別のプラントや個別の施設に対して、ここまでやりましたということは説明をします。だけれども、その先の「ここまでやったから、どうぞ御安心ください」の部分というのは、私たちが踏み込んではいけないところなのだと思います。

○記者 済みません。これで最後なのですけれども、ちょっとこれは答えづらいかもしれませんが、自民党の原発の推進派の重鎮議員と言われる人とかにインタビューしますと、今お話も出ましたけれども、新潟県が独自に検証作業をしていることについて、既に今日も、もう規制委員会で技術的な判断が出ているのだから、これ以上延ばしてやるべきではないというような意見もちょっとありまして、このあたりをどう受けとめられているのかというのをお聞かせください。

○更田委員長 それはやはり県の御判断だし、県の持つておられる権限の中なのか。ただ、これは、例えば、今おっしゃった、引用された方もそうだし、それから、知事さんもちょうと政治家さんなので、ちょっとコメントできないですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。では、まず、ヨコタさんから。

○記者 フリーのヨコタはじめですけれども、柏崎刈羽原発の合格審査について、以前も聞いたのですが、泉田前知事は、避難用のバスの運転手の確保が県内ではできないと。44万人避難するには1,200人の運転手の確保が必要なのに、100人程度しかめどが立っていないということで、これは法律改正が必要だと。県外から運転手を確保して、あと、保障する法律もないといけないということなのですが、これは勧告をして国会で法整備をするようにということをおっしゃるつもりがあるのかどうか。そこが避難計画が絵に描いた餅で、ずさんで抜け落ちていると思うので、その点を指摘するのかがどうか1点と。

2点目は、北朝鮮の原発テロリスク、ミサイル攻撃を含めて、以前も聞きましたが、これについて東京電力がちゃんと検証して、どれぐらいのリスクがあって、それに対して、原発が稼働しているときに事前に攻撃を予測してとめられるような、そういう体制になっているのかどうかを検証した上で、安全文化にのっとなってそういうチェックもした上で今回の審査に臨んでいるのかどうか。県民の安全を守るということで。

○更田委員長 ごめんなさい。ちょっと1つ目の御質問を書きとめている間に、2つ目の質問をもう一回おっしゃっていただけますか。

○記者 北朝鮮の原発テロゲリラやミサイルの攻撃に対して、東京電力が今の脅威増大のこの情勢を受けて、新たに最近になってどれぐらいのリスクがあって、攻撃された場合に事前に予測して稼働をとめられるのかどうか。そういう検証、チェックを行った上で審査に臨んでいるのかどうかと。それに対してどういう判断をなさったかという点をお伺いしたいのですが。

○更田委員長 まず、1つ目ですけれども、1つ目は法改正ですね。

○記者 バスの運転手が確保できないと。

○更田委員長 要するに、地域の防災計画にかかわる法改正。勧告とおっしゃったけれども、法改正の是非については、継続的に議論をするべきものだろうとっていて、今の時点でお答えするつもりはないですけれども、法改正に向けた手順として、国会に向けて勧告というのは議員立法をなさないとやるのですか。

○記者 政府提案もあるので、国会審議をして、あるいは国土交通省の道路交通法、バスの運転手の確保には国土交通省の法律改正が必要だと泉田前知事はおっしゃっているのですが、あと、健康被害の件では厚労省の管轄だと思うのですが、霞が関及び政府、国会議員に対して、そこが抜け落ちているでしょうと、バスの運転手が確保できないでしょうという問題提起、勧告、何らかの対処、動きをするようにということはおっしゃらないのですかという意味なのですが。

○更田委員長 まず、泉田議員の発言に関しては、今の引用しか聞いていないので、確か

めようがないので、その発言に対してコメントしようとは思いませんけれども、今おっしゃったように、まさに他省庁にまたがっている話だから、多くの省庁にまたがっている話なので、多くの省庁にまたがっているというのは、やはり政府内の協議であったり、例えば、立法に向かうのだったら、まず政府内の協議があつてのことだと思えます。

繰り返しお尋ねになっているけれども、防災計画に関してよりよい仕組みがないかどうかというのは、常に検討・検証されている話であつて、例えば、今、勧告とおっしゃるけれども、勧告を一体どこへ向けてとか、どういった内容でというよりも、勧告よりも、私自身は具体的な政府内での検討や私たち自身の研究の方が重要だと思つていて、勧告というのは、要するに、ある方向が定まってからというものなので、今の時点で勧告を考えているわけではありません。

○記者 現状認識として、これは新潟県知事選でも争点になったのですが、バスの運転手が確保できないと。そういう問題があるという問題意識は持たれていないのですか。これは泉田前知事も知事時代から言っていることですし、それを受け継いで米山知事も県知事選で訴えて当選して、でも、現実には全然国の方で法整備が進んでいないと。絵に描いた餅になっていると、避難計画の。避難計画の重大な欠陥、問題だと思うのですが、そういう御認識、問題意識はないのですか。

○更田委員長 問題意識はいくつもあります。ただ、バスの運転手さんが確保できないということが法の欠陥によるものかどうかに関しては、直接的な認識を持っているわけではありません。

それから、2つ目のお尋ね、ミサイルの脅威、特に北朝鮮を意識されてのことだと思えますけれども、これの予測であるとか、それから、テロの予測であるとか、こういった脅威に対する予測というのは、原子力発電所だけに特化して行われるものではなくて、今、我が国がそういったミサイルの脅威に対してどのレベルにあるか。これは事態法であつて、事態認定というのがされますので、それはセキュリティ関係の情報、安全保障関係の情報を握っているところが判断をします。私たちはその情報にアクセスしているわけではありません。

国家の安全保障関係の情報を最もよりよく知り得るところにおいて事態認定がなされたらば、直ちに原子力施設の利用を停止するように、これは私たちの権限を使って行います。これは今お答えしたとおり。さらに、事態認定がなされなくても、明白な脅威があると認められたときは、国が国家全体としての事態認定がなされなくても、私たちの権限を使って停止を命令します。

○記者 原子力規制委員会設置法には安全保障に資するということがちゃんと目的に書かれていて、政府のセキュリティ部分、安全保障部分の体制が十分かどうかというのは、原子力発電所の利用を担当する、安全性を担当する原子力規制委員会として、当然、チェックすべきことではないかと。

具体的に言うと、どれぐらい事前に攻撃が予測できて、そこからとめなさいと言つた

ときに、それで間に合うのかどうかと。間に合わないおそれがあるのであれば、事前にとめておくしかないのではないかと。

今、それで、大飯原発差し止め訴訟で関西電力と河合弁護士らが訴訟中ですが、関西電力は、どうせとめても、とめなくてもリスクはあるのだからという立場で稼働するのだと言っているのですが、こういう立場なのか、あるいはそんな急にテロゲリラやミサイルが飛んできたら対応できないから、とめておくべきではないかというのがもう一つの主張で、これはちゃんとチェックしないといけないと思うのですが、そういう役割を原子力規制委員会としてやらないのかと。稼働している、していないときの被害の想定の違いとか、対応の困難さの比較はやはりチェックして、本当に時間的に余裕があるのかどうか、とめるまで、攻撃を予測してから。

○大熊総務課長 法律のお話があったので、ちょっとその点だけ。全体の方針は、先ほど委員長がお答えしたとおりでございます。総務課長でございます。

法律上、安全保障に資するという規定があるというお話でございましたが、これは法律上の規定の整理として、いわゆる保障措置、核物質が平和目的以外に使われないことを確認するという任務を規制委員会として持っておりますので、その部分を受けて、法律の究極目的のところ「安全保障」という言葉が書かれているものでございまして、安全保障全体について、原子力規制委員会、規制庁として役割を担っているという意味ではございません。

したがって、委員長がお答えを申し上げているとおり、武力攻撃というものについての対応というものを原子力規制で行うということとはされていないというところでございます。

○記者 それは狭義の狭い意味での解釈で、その前に「国民の生命や安全を守る」というふうに書いてあるわけですから、それに関することは規制委員会として。

○大熊総務課長 法律上の解釈として、そうでございます。

○司会 法律上の解釈ということで、ヨコタさんのことについてはお答えしていますので。

○記者 委員長に一言、今の質問に対してお答えいただきたいのですが。

○更田委員長 人と環境を守るということに重大な支障があるのだったら、私たちはそちらへ向けて動きます。これでお答えになっていると思いますけれども。

○記者 前回、原発と。

○司会 ヨコタさん、済みません。もう御質問に対してはきちんとお答えしておりますので、今日はこれまでにさせていただきます。

○司会 次、御質問をお受けします。手を挙げてください。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

柏崎刈羽についてお伺いします。一番最初の御質問でもありましたけれども、東京電力の原子力発電所というのは、やはり社会から厳しい目で見られている原発だと思いま

す。そういった原発に今日許可を出したということで、大きな一つの節目になるとは思いますが、改めて御所感をお伺いしてもよろしいでしょうか。

- 更田委員長 シゲタさんの御質問の中にもあったように、あれだけの原子力災害、福島第一原子力発電所事故の当事者である東京電力が発電所の変更許可を受けたということは、これは事故の当事者としての道義的な責任に照らして言えば、これは厳しい批判があって当然のことだろうし、規制委員会、規制庁にしても、個々人の思いとしては当然そういったものは持っています。

ただし、これも繰り返しになるけれども、原子炉設置変更許可という仕組みの中で、原子炉等規制法の判断の中で、私たちができるだけ感情論に左右されずに技術的能力を見ようとしたのが今日の結果であって、その分、難しさもあったけれども、できるだけことはやったというのが率直な所感ですね。

- 記者 重なるかもしれないのですが、今日のパブリックコメントを讀んでみますと、やはり一番印象に残っているのは、東京電力に原発を運転する資格はないというお言葉だと思いました。今日の定例会合でもそういった声を上げていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、率直にその辺はどういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

- 更田委員長 そういった意見や感情、感想をお持ちになる方がたくさんおられることは、私たちが十分承知しているし、またある種、当然のことだろうと思っています。ですから、社会の反応としては、うまい言葉が見つからないけれども、やはり社会が何かの出来事に対して反応するときに、当然の反応の一つであろうと思っている。

それは、みんながみんな原子力発電所の仕組みに通じていて、あるいはエネルギー発生の原理だの何だのに通じていて、中身を知っていて、その上であれを見ているわけではないでしょうし、そうであれば、当然、私も自分のよく知らない例えば医療だとかのところで起きたことに対して、同様のことが起きれば、同様の感想を持つだろうと思います。

ですから、更に言えば、例えば審査会合や、あるいはこの六本木ファーストビルの前で意見を述べておられる方々がいる。彼らは、来て声を上げていて、ある種、一種はフェアだと思っているのです。むしろ顔を出さないであれこれ、かれこれ言っている人の方が、我々としては、表へ出てこないだけに、メモが回ったりとか、あるいは匿名座談会とか、そういったものに比べれば、私たちから見ると、どちらも極端な意見ではあるのだけれども、ある種、フェアな意見の表出の仕方だと思っていますので、もちろん審査会合の進行に支障があるような声を上げるのは是非やめていただきたいとは思いますが、ただ、パブリックコメントで寄せられる意見や、あるいはこの規制庁の前で言うておられるような意見というのは、ある種、社会として健全な主張の表出だと思っているので、そういった意味で、審査会合の間でもああいった声を受けるのは理解できないことではないし、それも仕事のうちかなというような意識を持っています。

○記者 済みません、長くなって。こういった声というのは、確かにどなたが持っているかというのは分からないところもあるのですが、少なからず地元新潟県とか、もしくは福島県の方というのは、何かしら東京電力に対して思うことが多々あると思うのですね。

端的に聞きます。東京電力にどういったことをこれから求めていくのか。そして、規制委員会もそうした声にどう向き合っていくのか、改めて最後にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 東京電力は、福島第一原子力発電所事故が起きたときから、あるいはその直後の混乱状態から組織を率いる人たちがかわってきています。先般、会長さんもかわったし、社長さんもかわった。CNO、原子力の部門を率いる人もかわった。規制委員会も、当然、委員長もかわったわけですが、私たちは規制組織としてあの事故の反省・教訓をもとに生まれた組織だから、初心を忘れたくないと。東京電力にとっても、是非こうあってほしいと思うのは、事故の時点や事故の直後でのあの混乱のときの思いを忘れないようにしてほしいと。

事故の当事者になった人たち、当然、今、柏崎刈羽のために仕事をしている人たちだって、東京電力の中で同僚があつた事故と戦おうとした。更に言えば、事故の直後の廃炉作業にしてもそうだけれども、同僚たちが戦った。ですから、規制当局もそうですけれども、東京電力も事故の直後は非常に強い緊張状態にあつたし、更に言えば、反省も生傷のように痛みを伴ったものだったと思うのです。

やはりそういった思いを風化させないで、あのときの緊張感を持ってくれるということをして是非望みたいと思いますし、審査会合の中で、技術的な議論に限っていえば、東京電力からしっかりした手応えを感じることができたと思っています。ですから、そういった意味で、彼らは、設置変更許可はまだ本当に規制にとっても最初の段階にすぎないので、きちんと緊張感を持って今後とも廃炉作業、それから、柏崎刈羽等々に臨んでほしいと思います。

○司会 カミデさん。

○記者 フリーランス記者のカミデです。

今の第一原発の貯蔵されている汚染水の問題でお聞きしたいと思います。

先日、ちょっとグループで視察する機会がありまして、改めてそのタンクの多さにびっくりいたしました。現場で責任者の方たちからもお話を聞いて、この先どうなるのだろうか。当面は大丈夫だけれども、一般論ですよ、一般論としては、将来的には希釈して捨てるしかないかもしれないけれども、それはなかなか難しいと。

ただ、最近、経産省が大臣自ら、国としてもこの問題に対しては責任を持つということを言っています。それで、先日開かれた経産大臣の会見で世耕大臣にお聞きしました。そうしたら、これはしっかり取り組むということで、今、小委員会をやっている。ただ、

これは単に技術的な問題だけではなくて、風評被害の問題とか、いろいろ難しいと。でも、東電を経産省としても指導していきたいということをはっきり言っておりました。

実はこれは田中委員長の時代からはっきりと、あれはもう海に希釈して、トリチウムの問題というのは残るけれども、それは大したことがないから、希釈してということをはっきり言っておられましたが、改めてお聞きしたいのですが、更田委員長もその辺は田中委員長とまだ同じ考え方でいるのか。それから、今言った経産省などでやっている取組について、規制庁の立場からは是非これとは何かおっしゃりたいことがあったら教えてください。

- 更田委員長 これは先々週に田中前委員長とともに福島県の飯館村以降、いくつかの、合計7つですか、市町村の首長さんにお目にかかった際に、公開の席でも申し上げましたけれども、今おっしゃった汚染水というのは処理済水のことだと思いますけれども、トリチウムだけがとり切れていない処理済水に関して言えば、改めてそこで申し上げましたのは、希釈して海洋に放出するのが現実的にとり得る唯一の手段だと思っています。ほかに手段があるかのような議論が進められることは甚だ心外で、これはもう数年前から申し上げていますが、現実的にとり得る唯一の手段だと思っています。したがって、この手段だということを前提に前に進むべきだと思っています、いまだにその決定がなされないことを、正直言って憤っています。

そして、ただし、その手段をとるためには、科学的・技術的な判断だけではなくて、当然、了解であるとか、地元の方の了解は必要で、ここでこそ先ほどの質問とつながるのですけれども、大変難しいけれども、きちんと説明をしなければいけない。規制委員会として、これは本来、規制当局がその説明に乗り出すべきではないかもしれないけれども、この問題に関して言えば、私たちも求めがあれば説明をしていきたいと思っています。

そして、風評被害、これはおそらく一番大きな問題であろうと思います。しかし、風評被害というのは、消費市場がどう反応するかですから、大変これも難しい問題をはらんでいます。更に言えば、感情の問題だってあると思っています。そういった感情論や、地元の方のお持ちになる見解や、あるいは風評被害を無視して進める。そんなことがあっていいと考えているわけではないです。ただし、実行可能な唯一の手段であるからには、それが実現できるように努力が進められるべきだと思っています。

さらに、経済産業省に何を期待するかというお尋ねでしたけれども、私は、これは東京電力の問題であって、国がこうサポートしてくれるからとか、国で決めてくれたらやりますという姿勢をとっている間は、東京電力は私たちに対する約束を果たしていないのだと思います。東京電力は、柏崎刈羽6・7号炉の審査に際して、私たちに対して福島の問題に正面から向き合うと約束しました。これはこの約束の一つです。国が決めてくれたらやりますというのは決して約束に沿っていない。ですから、経済産業省の議論だとか、委員会での議論の問題ではなくて、東京電力がこれしかないからやらせてくだ

さいと言うようにならない限り、駄目だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。それでは、オカダさん。

○記者 東洋経済のオカダです。

柏崎刈羽原発の審査の中で、重大事故対策ということでBWRの方に代替循環冷却系という新しいそういうシステムを義務付けると。それが最初のケースだったかと思うのですが、これは特にBWRの原発については、福島事故が現実にこの炉型で起きたということで、非常にそういう心配が世の中でもあるのですが、この代替循環冷却系というものをつけることで、そういうリスクというのは、福島のような事故を防ぐ上でどういう効果が現実にあるのか。ベントをする前にこれをやるということかと思うのですが、一般の方にどう分かりやすく伝えたらいいのか、そういう問題意識も持っているのですが、改めてちょっと教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 代替循環冷却系というと、全く新しいシステムかのように受け取られてしまいますけれども、崩壊熱除去系と基本的に大きく仕組みとして変わるものではないので、そういった意味では確立された技術です。更に言えば、電源が失われた場合であるとか、補機冷、そういったもののダメージも考慮した上で、崩壊熱除去系、更に崩壊熱除去系が駄目な場合に代替循環冷却系、そういった格納容器を守る、格納容器内を冷やすための手段を厚くしたことによって、福島第一原子力発電所のような状態になったときに、格納容器を守りにいく信頼性は非常に高まったと思っています。

ただし、いつものせりふですけれども、脅威が全くなくなったわけではない。ゼロになったわけではない。であるから、更に後段の手段として、本当にこれを使う事態というのは、最後の、更にその後に、格納容器が壊れてしまったらという手段についても、もちろん議論はしているわけですが、格納容器を守るための最後の手段としてフィルタードベントがあると。

PWRの場合は、元々のPWRの格納容器内を冷却するための格納容器再循環ユニットというのがあって、これがあるので、BWRに比べてPWRは格納容器の容積が大きいだけではなくて、冷やすための手段をもう一枚持っていたと。そういった意味で、代替循環冷却系をBWRに導入することで、ベント抜きでもPWRと同じ層の厚さの格納容器を守るための手段が確立したと、そういうことです。

○記者 ただ、操作してうまくいかない可能性ということも当然あるということですよ。

○更田委員長 それはいつもの答えですけれども、ゼロではありません。

○記者 分かりました。

それと、もう一つ、重大事故対策で水素濃度の問題ですね、ちょっと私もよく理解できていないのですけれども、これはPWRとBWRで基本的にこの基準というのは同じように設定されているかと思うのですけれども、格納容器とかも大きさが大分違うという中で、

果たして本当に同じ基準でいいのかどうかというちょっと素人的な疑問も持つのですが。

○更田委員長 まず、素人と謙遜されたので、非常に初歩からお話しするので、失礼に当たったらあれですけども、まず、水素が漏れること自体を避けようとしているわけではなくて、水素と酸素、あるいは水素と酸素だけではなくて、多くの場合は、空気雰囲気だったら窒素がいますし、それから、水蒸気がある場合もある。それがあある一定の領域に入ると燃焼速度がだんだん速くなってきて、普通のいわゆる日常生活でいう「燃焼」から、その次に「爆燃」という比較的早く燃える。あるところを超えると、火炎面の移動が音速を超えると「爆轟」という、「デトネーション」という領域に入る。このデトネーションが起きると、爆轟が起きると格納容器を吹っ飛ばしてしまうので、この爆轟領域を避けなさいと。

そのための手段として、例えば、PARというのは要するに触媒ですね。それから、イグナイタ。イグナイタというのは、積極的に火をつけにいて、爆轟が起きるような領域になる前に水素を燃やしてしまおうという装置です。

そのときに爆轟が起きる領域というのは、これは先ほど申し上げたような気体の混合比によって決まって、Pだから、Bだからによって変わるものではありません。ただし、PWRは格納容器の中がふだん空気雰囲気ですから、窒素がいて、酸素がいて、そこに水素が生まれてくる。スプレーなどを吹けば多少水蒸気もいるという雰囲気ですけども、それを水蒸気はいないものとしてドライ換算したときの濃度というのが、いわゆる空気雰囲気水素が13パーセント以下、それから、酸素が5パーセント以下であればデトネーションが起きないと。

一方、BWRは元々格納容器の中が不活性化されていて、不活性化されている雰囲気の中で窒素が出てくる。それから、水蒸気が出てくる。今、有効性評価をやった中では、水蒸気が物すごくたくさんある雰囲気の中での評価をすることになるのですけれども、基準・解釈の書き方がドライな雰囲気での濃度だけで書かれているものだから、水蒸気がたくさんいれば、水素や酸素がかなりいても爆轟領域には入らないのですけれども、無理やり水蒸気をないものとして考えると、濃度上だけは、水素濃度、酸素濃度の値の上でいうと爆轟領域に入るではないかと。ただし、そういった条件にはなりませんということとで今回の判断になっているわけですけども、解釈がちょっと、非常に率直に言うところ、PWR向けにだけしか書かれていないところがあったので、そういった表現は改めましょうというのが今日の発言の趣旨であります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、左の列の。

○記者 朝日新聞社のゴロウマルと申します。

柏崎刈羽だけではなくて、原発再稼働そのものの話にもかかわる話なのですけれども、

節目なのでそもそも論でお伺いしたいのですけれども、先ほどの会見でのほかの方のやり取りなんかでも、政策側の議論であり、規制のコンテクストには入っていないとか、あくまでも規制委員会に与えられた権限というのは、技術的な観点で判断するという、確かにそういう仕組みになっているのは事実だと思いますが、規制委員会以外の政府部門の方とかが、常々、今の規制基準については世界最高水準のもので、それを満たせば、その判断を尊重して再稼働を進めるのだという政策で現実には動いているわけですけれども、やはりその枠内だけで責任を果たし切れていないからこそ、柏崎の問題なんかでも、いろいろなことをいろいろな方がおっしゃっているのだと思うのですね。

やはりそこは規制委員会よりも、むしろほかの政府部門なり、あるいは国会なりが果たすべき責任を、規制委員会を隠れみのにして、矢面に立たせて、果たしていない部分があるから、こういう現状になっているのかなとも思うのですけれども、ここから先が質問なのですが、多分そういうもどかしい思いもあるのではないかなと想像するのですが、規制当局の仕組みを変えて更に何か権限を強化するのか、あるいは規制当局ではない政府機関がそういう役割をしっかりと果たすようにすべきなのか、やり方はいろいろあると思うのですけれども、そういったことについて、委員長として何か思いなり、感想なりがあればお伺いしたいのと、実際、そういったことを、非公式な場も含めて規制当局が政策官庁とやり取りをしているようなことというのはあるのでしょうか。

○更田委員長 まず、これは委員会としてのお答えをするわけではなくて、私の見解をお答えするということをあらかじめお断りしておきます。

これは国際的にも主流となる考え方はそうであるし、ある種、福島第一原子力発電所事故の教訓の一つでもあると思っているのは、政府の意思決定の上でも、政策側・利用側の議論と、それから、規制の議論とがきちんと独立して機能を果たしていることが大変重要だと思っています。これを例えば規制側に寄せてしまうと、動かしたいから合格させるとか、あるいは動かしたくないから不許可にするとか、本来、技術的な視点で、科学的な視点でそのレベルをきちんと審査すべき規制当局が、政策側の議論に引きずられてしまうというのは最も危険な状態だと思っています。というか、ある種、であるからこそ、規制当局があるのだと思います。

利用の議論や利用のニーズにかかわらず、一定の水準に対して安全が守られているかどうか、確保されているかどうかを確認していくのが規制の役割で、確かに安全が守られていれば、大きな利益を社会にもたらすけれども、一旦事故を起こしてしまったときに非常に大きな被害を与えるようなものに関しては、独立した規制というものが必要だと思っていますし、それは例えば医薬品であるとか、航空機や、そういったものにも、それぞれレベルの違いはありますが、独立性を持った規制というものが必要であって、ですから、政策側の議論は政策側の議論として健全に行われることが必要ですし、規制当局は規制当局として、政策側の議論に左右されることなく判断できる状態が必要だと思っています。

○記者 おっしゃることは私も理解はしておるつもりなのですが、そうした場合、やはりそこは規制当局が出しゃばって、政策当局にそういった社会的な必要性とか納得性みたいなところについても、しっかり目配りした対応をしてくださいよと言うのは、それは望ましくないという、あくまでもそれは規制当局ではなくて、政策官庁が事実的に、自主的に当然やるべきことであって、規制当局として何か口を出すような領域ではないという、そういう捉え方ですか。

○更田委員長 確かに御質問の前段のお話の中で、本来、政策側に向けられるべきような議論が私たちの方へ向いてくるというような状況は、これは田中前委員長も退任前にちょっとぼやいておられたようなところはあって、それは事実なのでしょうけれども、ただ、事故の後、安全に係る議論がどうしても注目を集めるのは、当然のことであろうし、一定程度は、お答えはできないですけれども、向けられるのは仕方のないことかなとは思いますが。ただし、繰り返しますけれども、政策側、推進側の議論がきちんに行われるということは、トータルで非常に重要なことだと思っています。

ただ、一方で、政府内の他の部局に向けて何かを言うというのも、それは規制当局の役割ではないなと思っています。それは様々な努力がなされていると思いますし、今の時点でおっしゃったような点について声を上げようと思っているわけではありません。

○司会 それでは、御質問のある方は手を挙げていただけますか。では、ヤマグチさん、お願いします。

○記者 プラッツのヤマグチです。お願いします。手短に2つお願いします。

1つは、柏崎刈羽設置変更許可、正式に出されたというところで、後続するBWRの事業者にとって、委員長から御覧になって、こんな点が今後審査で迅速化を図るためにも参考になるのではなかろうかと思えるような点がありましたら、御指摘いただけますでしょうか。当然、地盤のところはサイトによって違うというのは以前もお伺いして、なかなか難問だと承知しておりますが、何か、そういうポイントがあるのであれば。

○更田委員長 これから、後続と言うとちょっとふさわしくない表現かもしれませんが、後のBWRに関して言えば、リードタイムが十分にあったわけなので、そういった意味では、東京電力柏崎刈羽6、7号炉や東海第二原子力発電所での審査の経緯をきちんと追って、十分に準備をしてもらえれば、その後の審査を効率的に行うことはできるだろうと思いますし、また、審査の途中で方針変更があると長期化するというのは実態のところなので、例えば、耐震性の評価であるとか等々に関しては十分な準備をしてくださいと言うほかありませんけれども、ただ、私はこれは前にも申し上げましたけれども、同型炉が一つ終わったから、次の炉の審査がすごく加速するかというと、私はそういったものではないと思っています、これは率直に申し上げますけれども、私たちは急ぐよりも納得のいくまでやるというのが基本方針であります。

○記者 2つ目、話がかなり違ったところで恐縮です。唐突で済みません。かねてから検

査制度の見直しをずっと議論されてこられて、その中で、私の記憶ですと、NRCの知見を共有したいとか、学びたいとか、こちらからスタッフを送られて知見を学び取りたいという過程があったかと思います。要するに、制度変更を目的とした中で、NRCのどんな部分が共有するにおいて有効な点になりそうなのか、それをどう検査制度に生かしていきたいのか。手短で結構なのですが。

- 更田委員長 なかなか手短にお答えするのは難しいのですが、いくつか特徴的な点を申し上げますと、NRCが現在のROPというシステムを採用する以前は、SALPという制度をとっていました。この制度が、実は今の私たちの制度と似通った部分が多いのです。それがいわゆるチェックリスト型の検査と言われて、あらかじめ定められたメニューにあるものはしっかり見るけれども、それ以外のものは見ない。その姿勢がアメリカでは、デビス・ベッセという、圧力容器の上ぶたが薄皮一枚になってしまうのをずっと見落としていたという痛い目に遭って、そこでチェックリスト型の、あらかじめ決められたものをチェックをつけていくという検査ではだめではないかと。それから、事業者からは無駄が多いと。あるいは、全てを規制当局がチェックするから、事業者の責任が曖昧になるといった、様々な批判があって、状況は今の私たちと、IRRSで指摘された、あの状況とそっくりなのです。同じ状況を持っていたところが改めた。そうしたら、その経験と、改めたものを十分参考にさせてもらおうというのが、NRCのROPを導入しようとしている動機であります。

もう一つは、NRCのROPを自国に導入したというのは、あるいは導入しようとしたというのは実は日本が初めてではなくて、ちょっと時期は記憶していませんけれども、スペインが自国の検査制度を改めようとするときに、やはり今、私たちがやっているのと同じように、米国に駐在員を送って、米国の制度を学ばせて、米国の制度を導入する形でスペインの検査制度を改めたのです。私たちもスペインからそのときの情報について聞いていますけれども、成功例があるのですね。

それから、これももう一つの動機としては、確かに検査制度に関しても、スイスやドイツなどは、また米国の制度とは違った特徴を持っています。それぞれにいい点があるのだけれども、全てのいい点だけを寄せ集めてくると、とってもいいものができるかという、必ずしもそういうものではないし。ですから、限られた時間で、ベストではなくても、とにかく早く、よりよいものにしようという観点からしたらば、米国のものをまず持ってこようではないかということで、米国の今のReactor Oversight Process、ROPというシステムを導入しようとしています。

- 司会 一番右の列は、ナガイさん、ミヤジマさんの順番でお願いします。

- 記者 共同通信のナガイです。

柏崎刈羽の件なのですけれども、今後、工事計画の認可ですとか、あと、東電が覚悟と決意を盛り込む保安規定の認可の審査が続くと思うのですけれども、この審査のポイ

ントになる点ですとか、あと、おおむねどのくらい時間がかかりそうだと見ているのか、あれば教えてください。

○更田委員長 時間はちょっと難しいですね。例えば、工事計画認可に関して、まだ申請はなされていません。補正がなされていない。4月とか何とか聞こえてこなくもないですけれども、まだ正式に時期を聞いているわけではないので、そういった意味で、工事計画の審査にどのくらい時間がかかるかがまだ見通せない。保安規定に関して言うと、適格性に係る文書だけがクローズアップされてしまった部分はあるけれども、それ以外にも、通常に保安規定を見ていかなければならないのは、BWRが初だということもあって、例えば、重大事故等対策のときの手順であるとかは大きな論点が残っていますので、これも保安規定の審査にどのくらい時間がかかるかはちょっと見通せる状況にはありません。

○司会 それでは、ミヤジマさん、お願いします。

○記者 『FACTA』のミヤジマです。

委員長になられて最も大きな決断の一つだと思いますが、私が審査で一番気になっていたのは、一時期、関西電力を学べと。関西電力は7つ既に審査に合格していた。その当時、明らかに東京電力は関西電力より劣っている、だから関西電力を学ぶようにと指示が出ていた。あれから2年ぐらいですけれども、東京電力というのは、今、実際に稼働している関電を含めた、そういうところと同じだけの技術力を獲得しているのだと、そのことを委員会は太鼓判を押して、いわゆる免許を出すのか、そこをまず一点伺いたい。

○更田委員長 関西電力に学べというのは、ある意味、組織力といいますか、組織の風通しというか、一体感とか、そういった点で、あの時点で関西電力に学んでほしいと思うことはあったのは事実ですけれども、技術力を少し狭い定義で捉えてしまっているかもしれないけれども、技術力に関して言うと、むしろ東京電力は審査におけるやり取りでは一番手応えを感じる会社ではあるのです、率直なところ。それぞれに社風というか、よしあしはあるのですけれども、例えば、柏崎刈羽の6、7号炉のABWRは設計段階から東京電力がかかわったもので、自らが使っている炉の特徴というのはとてもよく知っている電力会社だと思っています。一方で、役所がこんなことを言うのはおかしいかもしれないですけれども、ちょっと役所っぽいところがあるのは事実で、大きな組織で、横の連絡が余りよくないとか。ですから、一概に電力会社を並べて、どこがどこより優れているという議論は大変難しいですけれども、炉の設計や運用、そういったことに関する技術的な知識や判断力は東京電力には十分あると考えています。

○記者 実は、すっきりしないのは、この適格性の最後のページにあるのですが、規制委員会は東京電力の技術力が他の電力事業者より大きく劣っているとは考えられないという表現なのですね。これ、誤植ですね、今のお話だったら。要するに、国民が知りたいことは、東京電力は技術力という意味で、事故を起こしたのだから、教訓を得たのだ

から、明らかに他電力よりも上に行っている、だから我々は認めたという論理でなければ、この表現は、東京電力は大きく劣っているとは考えられないですから、もしかしたら少し劣っていると書いてあるのですね。これでは私は地元に対して、規制委員会はズルいと思うのですね。太鼓判を押すなら、この面では、技術力では他電力よりもしっかりやったのだと言わない限り、絶対地元は認めないと思うのですよ。

○更田委員長 これは大熊課長から補足があるかもしれないのですが、役所の文書はどうしても、何々ではないことを確認したとか、その大きく劣っているわけではないというのは、一般にはミヤジマさんと同じ取り方をすると思うのです。ところが、私もだんだん役所の文書になれてきたから読み解き方がわかってきたのだけれども、大きく劣っているというカテゴリーには属していませんと、そういうことであって、普通、大きく劣っているわけではないと聞かれたら、ああ、ちょっとは劣っているのだなど、そうするのが普通の日本語だと思うけれども、役所の文書全体を直しにかかれというのはちょっと無理な話なのですが、多くの場合、大きく劣っているわけではないという、大きく劣っているという集団があって、その集団には属していないことを確認したと読むのですね、あれ。

○大熊長官官房総務課長 総務課長でございます。

今、委員長が御説明をしたとおりでございます。役人と言われるとあれですけども、そういう面が一つ、確かにあろうかと思えますのと、あともう一点補足させていただくとするならば、技術的能力についての審査を深掘りして行う中での適格性の議論でございましたので、狭い意味での技術的な能力に限らず、もう少し広い意味でのことも含めた検討が必要だという文脈の中での記載として、そのような記述がされたのではないかと考えます。

○記者 これ、パブコメですよ。誰に書いているのですか。そんなアホなことをやっていて、何のために作った組織なのですか、これ。誰が考えたって、AとBで大きく劣っていないというのは、ちょっと出来の悪い子のことを言うわけでね、そんな言葉おかしいわけですから。

○更田委員長 大きく劣っている場合は許可に値しない、大きく劣っているわけではないから許可すると、そういう論理構造になっているのだらうと思うけれども、私はミヤジマさんの言うこと、よく分かりますよ。分かりますけれども、では、答えはどのようなのだと問われたので、先ほどもお答えしたように、まず、技術的能力の、いわゆる原子力発電所を運転し、管理し、保全する能力に関して言うと、東京電力が、BWRの中で1つ目だから、BWRの中で比較しても仕方ないですけども、既に許可を与えた関西電力や九州電力や四国電力に比べて決して劣るものではないという感触を持っています。

○記者 要するに、更田さんがおっしゃる意味では、東電をほめる必要はないですけども、やはり一定以上に、他の電力よりは高いハードルを超えて、何とかこれを獲得したということをおっしゃっているのですね。そこを聞きたいのですよ。これは逆のことを

言っているから。だから誤植ですよ。

○大熊長官官房総務課長 今、手元に資料がないのでございますけれども、適格性の審査の文章で誤植かと問われると、誤植とは申し上げられません。そこは、今、直接申し上げた技術力という面を超えて、安全文化その他を含めて、今回議論を行った中での判断ということで、少し広く捉えた議論をしているものと考えます。

○更田委員長 最後にミヤジマさんの質問に直接お答えしますけれども、確かに東京電力は他電力よりも高いハードルを超えたと思います。

○司会 それでは、スギタさん、どうぞ。

○記者 共同通信のスギタです。

今日の定例会合、議題3の三菱マテリアルの関係なのですが、関西電力が、例えば、JIS規格を満たしているかが分からなかった電磁弁のシール部に関しては、健全性を確認しているのだけれども、高浜3、4号機においては次回の定期検査で、大飯3、4号機については速やかに取りかえを実施する予定であると。安全側に立っているのだろうなと思うのですが、高浜3、4号機の方はまだ交換の時期が来ていないけれども、交換するということらしいのですが、10サイクルごとに交換するけれども、まだ9サイクル目とかいう話でした。電力会社がふだんから言っている、より安全側に立つとか、自主的に安全性を高めているとか言うのであれば、高浜3、4号機は一回とめて交換するというのも一つではないのかなと、個人的には思うのですが、その辺はどう思われているのでしょうか。

○更田委員長 今日の議論の中でことさらに紹介はしなかったのですが、安全にかかわる機器であるだけに、機能確認や動作確認の点検はされているのですよ。ですから、JIS規格に合致しているかどうか、個々のものの確認がとれていないものがあるのは今日の報告があったとおりではあるのだけれども、それらも含めて、各種の機器の動作、機能、性能に関しては検査を受けていて、そこを通っているわけです。さらに言えば、これまで調査した、調べたものは、全て、不正があったというのは自社規格、三菱マテリアルの子会社における社内規格に適合しないものに対して不正があったけれども、そういったものも含めて、全てJIS規格に適合していた。これらを考え合わせると、高浜3、4号機をとめて交換する必要があるとは思っていません。

○司会 それでは、真ん中の列はスズキさん、その次、カンダさんでお願いします。

○記者 毎日新聞のスズキです。

また話が戻って柏崎刈羽の話になるのですが、今日の適合というのは、そもそも条件つきでの適合という話だったと思います。今後、保安規定にしっかりと約束した文書の内容を反映させるという大事な論点が残っていると思います。今までのPの審査では、保安規定の審査は余り公開でやったという記憶がないのですが、その辺に

についてはオープンでやるかとか、その辺の検討がもしあるなら教えてください。

○更田委員長 これまでの検査でも、最低1回か、ないし2回、保安規定に関しても公開の審査会合を行っています。ただし、そんなに長い時間ではないです。要点とか、議論になったポイントだけをやっていて、最初の川内だけは何回かやったかもしれないです。今日、田中知委員からも、保安規定に係る審査は今後どうなっていくのだという指摘もあったので、今日の委員会で出たので、まだ具体策が定まっているわけではないですけども、どういうやり方をしようかというのは議論をしています。例えば、おっしゃるように、公開の審査会合で保安規定の審査を今までよりも回数多く行うとか、ないしは、特に初めてのとか、スペシャルな適格性に関する議論に関しては、ある程度審査をやった上で、別途委員会へ紹介をしてもらって、水曜日の委員会で議論するとか、やり方はいくつかのオプションがあると思いますので、それは検討したいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 カンダさん。

○記者 時事通信のカンダです。

今の保安検査の関係なのですけれども、審査はいろいろ工夫されるということなのですが、そもそも今日のパブコメの半分が適格性に関するもので、それは東電に対する不信感と同時に、保安規定に書き込んだからといって、それが担保されるのかということに対する疑念みたいなものが世間にあるのではないかと思うのですね。今の保安規定のスクープにぎりぎり入っているの、こういった適格性の議論も入ったとは思いますが、すけれども、例えば、実際の運用で、保安検査の在り方とかで、今までどおりの保安検査のやり方等で十分カバーできるとお考えですか。それとも何か特別な運用上の工夫とか、手だてみたいなものを持つての何か必要性というのは感じられていますでしょうか。

○更田委員長 東京電力による文書が保安規定の中に、どういう形になるか、リンクを張るのか、直接書き込まれるのか、とにかく規定されたからといって、現行の保安規定の遵守状況調査、いわゆる保安検査でもってカバーし切れるかという、これはカバーし切れなと思います。例えば、東京電力が約束しているのは、福島に向き合う。きちんと前へ出て廃炉を進めていく。ある種、定性的というか、非常に大きな話題で、意見が大きく割れる可能性だってあるわけですよ。なるほど、東京電力は正面から向き合っているとか、いやいや、全然だめじゃないかと。私たちは感情で規制を行ってはいけないというのは鉄則なのだけれども、この部分の判断はとても難しい。そうなったときに明白に東京電力ができていないとかいうことになったら、それを理由に、東京電力に対して何らかの措置を求めることがあるかもしれないけれども、明確な判断をするというのは、誰が見ても明白な瑕疵だとか過怠があったとき、過度に怠けるようなことがあったときには、そういった判断に進んでいくのでしようけれども、それだけに議論の割れるところだろうと思っています。御質問にあったように、通常の検査だけでカバーできる

ものだとは思っていません。

○記者 現実問題として、そういう約束をした以上、東電でも明らかに明白な過怠ということをするわけではなくて、むしろ恐ろしいのは、見えないところで劣化が進んでいくとか、そういったものをどうやってチェックしていくかというところが、多分、検査でカバーし切れない部分だと思うのですけれども、今のところ、それに対する対応策というか、現時点での更田さんのアイデアというか、現状のままではいけないというのはわかったのですが、これをこういうふうにするのではないかとするのは何かお持ちでしょうか。

○更田委員長 それはやはり接点を増やすということも重要でしょうし、それから、個々の課題、先ほどお尋ねがありましたけれども、福島第一原子力発電所における処理済み水に対する東京電力の対応、それから、さまざまところで、東京電力もメディアに対してだけでなく、国会であるとか、いろいろなところで彼らは見解や説明を発信するわけです。そういったものに対して、きちんと東京電力が前に立つ。風圧は強いだろうけれども、その風圧は自らが受けるのだという姿勢を示すこと、これはやはり見ていく必要があるだろうと思います。ただし、余りに定性的な、感情に流されたような物の見方はできないので、限界があるのではないかと問われれば、限界はあるだろうと思います。

○司会 では、後ろの方。

○記者 河北新報のオザワと申します。

日本原燃の核燃料施設の審査について伺います。日本原燃が先週末に使用済核燃料の再処理工場の完工時期につきまして、審査への対応ですとか、安全対策を理由に24回目の延期を表明されましたが、そのことに対する御所感があればお聞きしたいのと、あと、秋以降、設備の点検漏れなどを理由に、審査の中断という状況が続いておりますが、審査の再開をする場合に、事業者に対してどのような取組を求めるのかという点について、改めて教えてください。

○更田委員長 1つ目に関しては申し上げることはないですね。これは事業者自らの計画ですので、事業者の竣工時期であるとか、計画の変更に対して、規制当局が見解を持つということはないです。

2つ目ですけれども、審査の中断というのは、まず向こうから最初に口火を切った。それをして、今、中断時期に入っているわけですけれども、そうは言っても、彼らの点検であるとか、それから、保全の状況というものが確認されないと、いつの間にか始まっているというのはやはりおかしいと思う。それがいつになるか。これは伝えられていることを聞いている限りですけれども、検査に関しても、なかなか時間がかかっているようではあるので、やはり彼らのところで、自社として、しかも社長自らが最大級の危機感を持ってと言って臨んだ作業なのですから、彼らはどこかでそれを完了した、やり遂げたと。そこで改めて、これは経営層なのか、ないしは点検に当たった人たちなのか、

これもまた少し考えなければなりませんけれども、日本原燃の状態というものを改めて確認して、その上で審査を再開することになると思います。

○司会 後ろの方。

○記者 東京新聞のオガワといいます。

柏崎刈羽の件なのですけれども、パブコメで、柏崎刈羽の現地調査について、2日間で高い意識があったと判断するのは科学的根拠とは言えず拙速ではないかという指摘が書いてあったのですけれども、言われてみれば確かに科学的・技術的ということをとさら強調されていることからすると、あの現地調査で本当に十分だったのかなという、職員への聞き取りですか、現地調査で十分だったのかなという面も感じるのですけれども、改めて科学的に何か測定するとか、そういう試みとか、検討されなかったのかなとか、振り返ってみて、あれで本当に十分だったのかなというところはどうか。

○更田委員長 今、高い士気とおっしゃったのですか。高い意識ですか。私は士気をどう測るというのは、科学的・技術的の範疇に入るかということ、どちらかというに入らないのだろうと思っています。だから、私たちが科学的・技術的判断というものを、ふだんからも何度も申し上げているように、これのみによって立つのだと言っている脈絡からすると、あの適合性審査というのは、私たちの役割の外だったかもしれない。これは前にもこの会見で申し上げましたけれども、あの適格性の審査を始める前に、我々はこのところの手を出すべきではない、役割外だと、あくまで純粋に科学的・技術的な部分の判断をしていけばいいのだという意見も確かにあったし、ひょっとすると、私たち、その方が楽だったかもしれないと、ちょっとこれは無駄口ですけれども。だけれども、やはりそれでいいのかという議論はあって、事故の当事者が申請してきているのに対して、全く適格性を問わずに判断していいのかという議論があって、では、その次の段階にどこまでできるのだという議論があって、できるだけことをやろうと、とにかくやってみようということをやったのが実際のところであって、始めるときにここまでやろうというものを持って始めたわけではないですし、さらに、御質問の中にあつたように、科学的・技術的という私たちの看板からは外れる領域であつたのは事実だろうと思います。ただし、士気を測るという観点で言ったらば、何日いけば分かるというものではなくて、むしろ士気は、行ったときに、皆さんも取材をされているからお分かりだと思いますけれども、職場の士気だとか、チームの士気というものは、私は比較的短い時間でつかめるものだと思います。

○司会 一度も質問されていなくて質問のある方はいらっしゃいますか。本日、大分時間が押しておりますので、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -